









## マイナンバー (個人番号) 制度について

個人番号の記載に際してご準備をお願いします。

個人番号の記載に関して、なりすまし防止のために、「番号確認」と「本人確認」が必要です。

具体的には、以下のように確認しますので、必要書類を忘れずにご持参ください。

 マイナンバー	マイナンバーカード (個人番号カード)を お持ちの方	通知カードをお持ちの方  <small>※通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、 氏名・住所等が住民票の内容と一致している場合に 限り引き続き番号確認書類として利用できます。</small>	左記のどちらも無い方
<b>番号確認</b>	マイナンバーカード の裏面  	通知カード  	個人番号の記載された住民票
<b>本人確認</b> (マイナンバー の持ち主で あることを 確認できる 書類)	<div style="text-align: center;">+</div> マイナンバーカード の表面  	<div style="text-align: center;">+</div> 《顔写真のある身元確認書類》 下記より1点 ・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・在留カード ・パスポート  など  《顔写真のない身元確認書類》 下記より2点 ・公的医療保険の被保険者証 ・国民年金手帳 ・源泉徴収票 ・納税通知書 ・税、社会保険料、 公共料金の領収書    など	<div style="text-align: center;">+</div> 《顔写真のある身元確認書類》 下記より1点 ・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・在留カード ・パスポート  など  《顔写真のない身元確認書類》 下記より2点 ・公的医療保険の被保険者証 ・国民年金手帳 ・源泉徴収票 ・納税通知書 ・税、社会保険料、 公共料金の領収書    など

※郵送や投函で申告書を提出する場合は、番号確認書類と本人確認書類の写しの添付が必要です。公的医療保険の被保険者証を本人確認資料として提出する場合は、被保険者等記号・番号等を隠した写しを送付してください。

※代理人が申告書を提出する場合は、**申告者**の番号確認書類と**代理人自身**の本人確認書類の提示(又は写しの添付)が必要です。

### ■ 申告相談会場へのご来場の際に ■

※必ず源泉徴収票や控除証明書などの必要書類をお持ちください。必要書類について詳しくは、この「かきかた」でご確認いただくかおたずねください。

※営業等、農業、不動産所得がある方は、事前に収入・経費金額を計算の上、ご来場ください。

※医療費控除を受ける方は、事前に医療費控除明細書で金額を計算の上、ご来場ください。医療費控除明細書がないと受付できません。

※松阪税務署以外の会場では、所得税に関する「住宅借入金等特別控除」「土地・建物等の譲渡所得」「株式等の譲渡所得」「青色申告」など複雑なものは受付できません。

515-8515

三重県松阪市殿町1340番地1

松阪市役所 市民税課市民税係 宛

← 申告書を郵送する際に封筒へ貼ってお使いください。

— 申告書在中 —